

市役所の手続き×デジタル

「あなたのいる場所が手続きの場所に」。市役所が開いていない時間でも、電子申請でできる手続きが増えてきています。ぜひご利用ください！



△ご紹介したものの他に
電子申請できる一覧は
こちら

✓ 現在利用できるもの

火災予防分野の届け出

(R4年9月～)



「防火・防災管理者選任(解任)届出」や「消防計画作成(変更)届出」などが、電子申請でできます。

▶予防課 ☎23-4074

転出の届け出(R5年2月～)



田原市から転出をする時の届け出が、電子申請でできます。

※転出に伴う手続きの中には、来庁や郵送での対応が必要となる場合があります。

※転入の届け出は市役所への来庁が必要です。

▶市民課 ☎23-3511

✓ これから利用できるもの

介護に関する届け出(R5年4月～)

「要介護認定」の申請、介護サービスのプラン作成をケアマネジャーに依頼する「居宅サービス計画作成依頼届出書」や「高額介護サービス費」の申請などが電子申請でできるようになります。

▶高齢福祉課 ☎23-3217

市役所窓口での支払いが

キャッシュレスに!(R5年7月～)



各種証明手数料などが、クレジット、電子マネー、QRコードを使って支払うことができるようになります！

▶会計課 ☎23-3529

コラム COLUMN

苦手な人でも大丈夫！



「デジタルやスマホは苦手…」。そんな方に利用してほしいのが、市のスマホ教室です。スマートフォンで情報を探したり、写真撮影などができるように、ゆっくり丁寧に説明します。お気軽にお申し込みください。

市政ほーもん講座

「スマートフォンを使ってみよう！」

お申し込みは

広報秘書課 ☎22-0138 総務課 ☎23-3561

※数人程度が対象の講座です。

お知り合いと複数人でお申し込みください。

やってみよう！ QRコード



QRコードは、スマホのカメラで撮るだけで情報を読み込める優れモノ。

上のQRコードは「おまけ付き」です。ぜひ読み込みにチャレンジしてみてください。

方法 01 スマホのカメラを起動し、QRコードにかざす(対応機種のみ)。



方法 02 LINEアイコンを長押しすると「QRコードリーダー」と表示されるので、クリックしてQRコードにかざすだけ。



※他にもさまざまな読み取り方法があります。読み取り環境がない方は、市HPのID検索で1010026と検索してください。